

平成30年 工業中毒等災害発生状況

愛知労働局 健康課

	年月日	業種	被災状況		疾病名	災 害 の 概 要	原因物質
			死亡	休業			
1	H30.5.10	非鉄金属 精錬・圧延業	-	1名	薬物中毒症	スラッジ状の銀をステンレス容器で硝酸加熱溶解した後、被災者が温度の下がった溶液を樹脂製ドラムへ移し替えていたところ、立ちのぼった硝酸性のガスを吸引し意識を失った。	硝酸、一酸化窒素、二酸化窒素
2	H30.5.17	産業廃棄物 処理業	-	2名	硫化水素 中毒	ペットボトルのリサイクル工場（工程：選別 破碎 洗浄）の洗浄工程のタンク（屋内設置、高さ2m、直径2m）の洗浄作業を行うため、タンク内に作業員2名が入ったところ急に倒れ、1名は自力で脱出し1名は救急隊員に救出された。救急隊員がタンク内の有害物濃度を測定したところ硫化水素12ppmであった。タンクは破碎されたペットボトル洗浄用水（水道水、井戸水、リサイクル水の混合物）を貯蔵する容器で污泥除去のため定期的に清掃を要するもの。	硫化水素
3	H30.6.14	道路建設 工事業	-	1名	一酸化炭素 中毒	マンホールの取替修繕工事において、幌付きの資材運搬用トラックの荷台上でプロパンコンロを使用して目地材（ボンドシール等）を溶かす作業中に火が荷台に燃え移り、作業中の労働者が被災し急性一酸化炭素中毒を発症した。	一酸化炭素
4	H30.6.30	一般 飲食店	-	3名	一酸化炭素 中毒	飲食店（ラーメン店）の営業中において、13時頃に厨房内のガス炊飯器とガス餃子焼器に点火不良（点火スイッチを操作し着火しても燃焼が継続しない状態）発生。社員が本社に状況報告し営業を続けたが14時過ぎに気分が悪くて営業を続けられない状態となり再度本社に連絡した。その際、この状況を見ていた客が救急に通報し社員を含む労働者3名と通報者が救急搬送された。搬送者4名のうち社員1名が入院し翌日に退院した。	一酸化炭素
5	H30.9.6	一般 飲食店	-	7名	一酸化炭素 中毒	結婚式場4階の厨房洗浄室において、18時から宴会場で使用した食器類を食器洗浄機等のガス機器で洗浄していたところ、換気設備を稼働させていなかったため室内の酸素濃度が低下しガスの不完全燃焼が起きた。洗浄室で作業をしていた労働者7名が体調不良を訴え、病院に受診したところ一酸化炭素中毒と診断された。	一酸化炭素
6	H30.9.14	道路建設 工事業	-	5名	一酸化炭素 中毒	降雨により現場作業が中止になったことから、本社事務所近くの倉庫で内燃機関を有するエンジン式発電機を電源として、切断機による鉄筋の切断作業を行っていた作業員ほか4名が、倉庫の様子を見に来た別の労働者に気持ちが悪いことを訴え、受診した病院にて一酸化炭素中毒と診断された。	一酸化炭素
7	H30.11.12	繊維工業 ・織物業	-	1名	腸管囊腫様 気腫症	帯芯（布）の汚れの洗浄のため、スプレーガンにより洗浄液を吹き付けウエスで擦すり落とす作業に10年以上従事。腸管気腫症と診断。腹部に激痛、血便発生。1日約2kg使用。気積64.8平方メートル。全体換気装置はあるが発散抑制措置、呼吸用保護具等なし。 H30年2月に1日だけ症状悪化のため休業していたが事業主「本人都合の欠勤」として否定。その他1名の作業員は腸管気腫症と診断されるも痛みはなく不休。	トリクロロエチレン
8	H30.12.3	その他の 建築工事業	-	5名	一酸化炭素 中毒	午前9時40分頃、建築物解体工事現場において石綿除去作業中、プラスチックシート等により隔離された作業区域内において内燃機関を有する発電機を使用したところ労働者5名が体調不良を訴え病院へ搬送された。	一酸化炭素